

平成 30 年分 確定申告が始まります

申告会場

2月18日(月)～3月15日(金)

問合せ

税務住民課税務グループ ☎2513

確定申告の時期が迫ってきました。次の項目を参考に、期間中に済ませますようお願いいたします。

申告が必要かどうかご不明な方は、ご相談ください。

申告が必要な方

左記のような場合は申告が必要です。

- ① 生命保険金の満期や解約など、一時的な収入を得た方
- ② 土地・建物などを売却した方
- ③ 医療費控除や寄付金控除(ふるさと納税「ワンストップ特例」に該当しない方)など、

- 各種控除の適用を受けたい方
- ④ 居宅の取得による借入金等控除の適用を受けたい方
- ⑤ 雑損控除の適用を受けたい方

- 災害、盗難、横領による、住宅及び生活に通常必要な資産の損失額が左記の場合対象となる場合があります。
- ・ 損失額が所得金額の10分の1以上の場合
- ・ 災害に関連したやむを得ない支出が5万円以上の場合

公的年金等の収入が 400万円以下の方

公的年金等でない他の所得が20万円以下の方は、原則、確定申告は不要です。

ただし、公的年金等の源泉徴収票に記載のない控除の適用を受けたい方など、源泉所得税の還付を受けたい場合は申告が必要です。

収入のない方

収入が0円であっても、その旨を申告する必要があります。

申告がないと国民健康保険

税など各種料金(税)が割高になる、各種公的制度が利用できるなくなるなどの不都合が生じる場合があります。

申告に必要なもの

- ・ 源泉徴収票(給与や公的年金等)
- ・ 社会保険料控除証明書(国民年金保険料など)
- ・ 保険料控除証明書(生命・医療介護・個人年金・地震などの任意保険)
- ・ 寄附金控除証明書
- ・ 医療費控除の明細書

- ※10万円を超えなくても控除が適用される場合があります。
- ・ 損害を受けた住宅のり災証明書及び面積・建築年・取得価格の分かるもの
- ・ 災害によってやむを得ない支出をした場合の領収書
- ・ マイナンバーの分かるもの
- ・ 印かん
- ・ 金融機関の口座番号
- ※還付を受ける場合のみ
- このほかに、収入がある場合や控除の適用を受けたい場合は、これらを証する書類をお持ちください。

追分地区の方【申告日一覧】

月日	割当地区	など
2月18日(月)	花園地区	1～2丁目
2月19日(火)	花園地区	3～4丁目
2月20日(水)	若草地区	1～2丁目
2月21日(木)	若草地区	3丁目
2月22日(金)	柏が丘・緑が丘	
2月25日(月)	青葉地区	
2月26日(火)	白樺地区	
2月27日(水)	本町地区	1～4丁目
2月28日(木)	本町地区	5～7丁目
3月1日(金)	中央地区・他指定日に来られない方	
3月4日(月)～15日(金) (土日を除く)	農業所得の方	

申告会場

【早来地区の方】

会場 保健センター2階(総合庁舎横)

受付時間 9時～17時

申告日 事業所得や不動産所得のある方のみ、目安の日時をハガキでご案内します。

【追分地区の方】

会場 ぬくもりセンター内申告会場

受付時間 9時～17時

申告日 左表のとおり、目安の日程を地区毎に分けています。

苫小牧税務署は、下記会場で申告を受け付けます。

会場 苫小牧市労働福祉センター

(苫小牧市末広町1丁目15番7号)

開設期間 2月18日(月)～3月15日(金)の平日

開設時間 9時～16時

※税務署内では、受け付けしていません。